

平成26年度

石川県商店街振興組合連合会・石川県商店街連合会通常総会

石川県商店街振興組合連合会通常総会は、平成26年5月28日(水)午後5時より金沢ニューグランドホテルにおいて、また、石川県商店街連合会通常総会は、平成26年7月3日(木)午後5時よりANAホリデイ・イン金沢スカイ(旧金沢スカイホテル)において、小間井理事長(会長)を議長に、平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画・予算案が審議され原案どおり可決されました。ご来賓の石川県商工労働部長田中新太郎氏、石川県商工会議所連合会専務理事宮本外紀氏から丁寧なご祝辞をいただきました。

なお、今年度任期満了に伴う役員改選があり、理事長(会長)以下次の方々が新役員として選任されました。



平成26年度石川県商店街振興組合連合会 役員

| 役職 | 氏名(敬称略) | 振興組合名 |
|---------|---------|----------------|
| 理事長 | 中島 祥博 | 武蔵商店街振興組合 |
| 副理事長 | 大友 哲 | 竪町商店街振興組合 |
| 副理事長 | 小浦 克彦 | 輪島市本町商店街振興組合 |
| 副理事長 | 水落 宣行 | 小松中央通り商店街振興組合 |
| 専務理事 | 雨坪 毅樹 | 香林坊商店街振興組合 |
| 理事(相談役) | 小間井 隆幸 | 片町商店街振興組合 |
| 理事 | 瀬戸 正昭 | 尾山神社前商店街振興組合 |
| 理事 | 諸江 洋 | 片町商店街振興組合 |
| 理事 | 所村 眞 | 横安江町商店街振興組合 |
| 理事 | 國分 裕行 | 玉川町通り商店街振興組合 |
| 理事 | 吉村 一 | 近江町市場商店街振興組合 |
| 理事 | 谷 一則 | 彦三商店街振興組合 |
| 理事 | 村中 忠雄 | 平和町大通り商店街振興組合 |
| 理事 | 鈴木 満 | 尾張町商店街振興組合 |
| 理事 | 森 省学 | 三日市商店街振興組合 |
| 理事 | 高野 哲郎 | 八日市商店街振興組合 |
| 理事 | 須谷 祐二 | 山代温泉通り商店街振興組合 |
| 理事 | 得能 勝秀 | 七尾駅前通り商店街振興組合 |
| 理事 | 福田 和稔 | 輪島市まんなか商店街振興組合 |
| 監事 | 山根 繁 | 石引商店街振興組合 |
| 監事 | 福村 清 | 駅前別院通り商店街振興組合 |

平成26年度石川県商店街連合会 役員

| 役員 | 氏名(敬称略) | 所 属 名 |
|-------|---------|-------------|
| 会 長 | 中島 祥博 | 金沢市商店街連盟 |
| 副 会 長 | 島村 敏行 | 小松商店会連盟 |
| 理 事 | 大友 哲 | 金沢市商店街連盟 |
| 理 事 | 雨坪 毅樹 | 金沢市商店街連盟 |
| 理 事 | 諸江 洋 | 金沢市商店街連盟 |
| 理 事 | 寺口 一行 | 小松商店会連盟 |
| 理 事 | 千歩 純義 | 小松商店会連盟 |
| 理 事 | 伊藤 能典 | 七尾商店街連合会 |
| 理 事 | 森 孝裕 | 七尾商店街連合会 |
| 理 事 | 河畑 孝夫 | 加賀市商店会連盟 |
| 理 事 | 西山 幸男 | 加賀市商店会連盟 |
| 理 事 | 板谷 七海雄 | 輪島市商店街連合会 |
| 理 事 | 坂下 敏博 | 輪島市商店街連合会 |
| 理 事 | 床坊 紘 | 飯田町商店街協同組合 |
| 理 事 | 坂下 重雄 | 飯田町商店街協同組合 |
| 理 事 | 乙村 貴正 | 白山市松任商店街連合会 |
| 理 事 | 亀田 靖 | 白山市松任商店街連合会 |
| 監 事 | 福村 清 | 金沢市商店街連盟 |
| 監 事 | 山根 繁 | 金沢市商店街連盟 |

石川県商店街連合会通常総会終了後、今回で2回目となる情報交換会がおこなわれました。国による地域商店街活性化事業(にぎわい補助金)を活用した地域商店街活性化の取り組みについて、輪島、白山、金沢の3商店街から情報提供をお願いし、その想いや背景、課題などについて情報交換していただきました。それぞれの取り組みの概要は次のとおり。

1 輪島商工会議所の取り組み

—新交通システムによる誘客促進商店街活性化事業—

平成22年度より、消費者の足を商店街等へ向けさせ、回遊性向上、誘客促進を図るため、環境にも配慮した車両を使用した新交通システムによる誘客促進事業(社会実験)を輪島市全域に拡大し、その効果を検証しながら商店街で行われるイベント事業にあわせて実施することになった。これまで走行不可能であった公道を走らせ、ふらっと訪夢から工房長屋、朝市などの観光施設を繋ぐものとして大いに期待されています。

2 白山市千代尼通り商店街協議会の取り組み

—まるごとアートでまちづくり事業—

商店街の今後を考える「未来会議」において、街の活性化なくし

て商店街の発展はあり得ない、という結論にいたり地域との連携・つながりの輪を広め、商店街の発展・活性化につなげた「アートフェスティバル」を開催する。

- ① 「アートフェスティバル」開催
- ② 「共同事業リモデルプロジェクト」
- ③ 「若手・女性経営者 本気づくりゼミ」(通称マジゼミ)の実施

3 金沢中心商店街武蔵活性化協議会の取り組み

—武蔵まちなかゼミナール—

お客様にはセルフ販売の店では得られない知識や当地区ならではの金沢らしい伝統と文化の技術やスキルを提供し、個店および商店街のリピーター獲得のきっかけをつくる。まずは、個店がお客様とのコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、新規顧客創造、顧客の固定化、売り上げ増を図っていく。

- ① 参加店 49講座
- ② 参加者 200人
- ③ 事前の準備 岡崎まちゼミの会代表による研修会基礎編、実践編

「おもてなし推進大会」

(石川観光交流局主催・平成25年3月31日 七尾市サンビーム日和ケ丘多目的ホールにて開催)

平成25年3月31日能登有料道路をはじめ県内3つの有料道路の無料化を機に「おもてなし」意識を高め、観光誘致の拡大につなげていくために開催されたが、商店街の賑わい創出と観光誘客には共通の参考とすべきものが多く、商店街にとっても必要、かつ求められていると実感した講習会であった。

I 基調講演

「旅とおもてなし」 田川博己氏 株式会社JTB代表取締役社長

1 はじめに

国内観光を取り巻く環境は、旅行が「団体」の「物見遊山型」から「個人」の「参加体験型」へとシフトするなか、商店街同様厳しい状況が続く。これからの観光が目指すものは、いきいきとした地域との出会い、「観光地」ではなく「生活地」が求められている。魅力的な地域には、「物語」があり、地域の生活文化の「五感に訴える物語化」体験がある。そこに出会い、感動、発見を呼び、オンリーワンの「住んでよし訪れてよしの地域づくり」につながっていく。地域とは「地域に誇りを持つこと」(おもてなしの源流)がその基本となることはいままでもないが、当たり前のことなかなかできないことも事実。



地域の生活文化の「五感に訴える物語化」がオンリーワンの地域づくりにつながる

2 おもてなしとは

①おもてなしとはお客様一人ひとりを大切に思い、お客様の立場で考え、お客様に満足していただけるよう心を込めて対応すること。

②おもてなしから感動へお客様の期待×提供されるサービス+α=体験∞感動を生む。

(感動を生む4つの体験・経験)(経験ステージングにおける4Eモデル)

- ・ Entertainment : 面白さ、楽しさを五感で味わう経験
- ・ Esthetic : 特定の場所に存在し周囲の出来事や環境に没入する経験
- ・ Education : 積極的に学習体験し知識や技術を身につける
- ・ Escapist : 自分が登場人物で、行動がその後の状況に影響を与える

③体験から精神的価値(=地域ブランド)創造へ

3 おもてなしのつくり方

①「人間力」: 地域に対する熱い思い(郷土愛)と市場に対する「洞察力」と「実践力」、志の高さと「知恵」の深さ(エンジン)

②「人材」: 生活文化の存在を察知できる「よそ者」「若者」など

4 事例

①「児島ジーンズのまち」(岡山) 児島ジーンズストリート(まちぐるみヒストリー)、オーダージーンズ(お誂え)、職人体験で古くからの繊維のまちが活性化

②「長崎さるく」(長崎) 長崎遊さるく、長崎遊さるく、長崎学さるくなどお客のニーズに合わせた様々なまちあるきプログラムを用意。坂道を歩きながら地域の生活文化体験によるまちの活性化

③「豊後高田昭和のまちづくり」(大分) 昭和の町(昭和の建築再生、昭和の歴史再生(一店一宝)、昭和の商品再生(一店一品)、昭和の商人再生)による中心市街地の活性化



④「二戸市のエコツーリズム」(岩手) 古くから伝わる雑穀文化を生かしたエコツーリズム。生活のなかに受け継がれてきた地域固有の雑穀文化を観光につなげる。

5 これからの観光まちづくりに

- ・ 地域の足下をしっかりと分析する: 「稲刈り」から「開墾人」へ人材育成
- ・ 「成長」と「発展」共に兼ね備える: 本質(変わらない)×変化する

II 特色あるおもてなし事例発表

事例発表①「やすらぎの里金蔵学校」

石崎英純氏 NPOやすらぎの里金蔵学校理事長

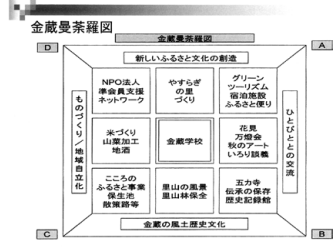
当地区は、輪島市の東部、町野平野の西部に位置する、周囲を山に囲まれた棚田集落。金蔵小学校の廃校におよんで地元有志が集落に元気を取り戻すため平成12年1月「金蔵学校」を開校。集落を支えてきた「外部との交流」をとおし活性化し、かつての豊かな集落を再現するため「内部の結束力」を活かした地域ぐるみの活動をおこなっており、平成15年5月にNPO「やすらぎの里金蔵学校」として法人化。自律した地域づくり団体としての先駆的事例の取り組みは、次のとおり。

①「やすらぎの里金蔵」を発見: 地域資源の再発見

②「なつかしき、ふるさとの味」: 伝統的食文化の継承

- ・ 「はざ干し」棚田米(金蔵米)、「金蔵ロマン」、「金蔵ロマン・ポップライス」
- ・ 地酒「純米酒米蔵金」
- ・ カフェ「木の音(こえ)」で地産メニューの提供など
- ・ 「野草茶屋々々」野草茶・おにぎりセット、金蔵ごはん(米、野菜、味噌をベースにした旬の郷土料理)、野草茶・ケーキセット: 「金蔵あかり会」運営(万燈会で女性たちがおにぎりの振る舞いから)、金蔵の特産品開発も

③「やすらぎの里金蔵」を発信: 散策コースの整備(金蔵散策絵図・五ヶ寺散策、五ヶ寺とやすらぎの棚田景観、金蔵山トレッキングの3ルート)



事例発表②「古民家レストラン典座」

坂本信子氏

周囲には藪椿や竹林にうぐいすの声、また初夏にはホテル飛び交う里山が一杯残っている珠洲市三崎町伏見にある。江戸末期の嘉永年間に建てられた古民家「坂本家」、当時のままのたたずまいの家屋に、陶芸と絹織物(爪織つづれ錦)の工房とギャラリーがある。そんな古民家の座敷で、今ある資源の良さを最大限に活かした地元で新鮮な旬の食材を使った田舎料理を提供する予約レストラン「典座」(40組)を営む。ここでは、四季に合わせた地産の食事を楽しみ、作品や作業を見学し、鑑賞し、体験し、購入できる複合的客層に対応した観光拠点として機能している。

特別のことはしていないが、漆器があったこと、田舎料理のつくり方を教えてくれるひとがいて、ひとにすすめられ料理を始める。能登に昔から伝わる「あえのこと料理」と一緒に料理で精一杯おもてなししたい。ここ里山には、自然が一杯。自分の役割は、この環境を変えずに昔から大事にしてきたものを残していきたい。

外国人旅行者等への消費税免税販売制度(改正)について

(平成26年5月20日 名古屋合同庁舎第1号館・観光庁・経済産業省主催)

平成26年10月1日以降に行われる販売から、これまで免税対象から除かれていた食料品、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、すべての品目が免税対象となるほか、購入記録票、購入者誓約書はこれまでの様式は廃止され、記載事項のみ定めることになりました。

訪日の外国人は、10年前に比較すると2倍に増加、1千万人に。個店で、また商店街エリアで取り組むことで、その効果は大きくなります。ぜひ、ご利用を!

(制度改正の概要)

1 免税対象物品の範囲の拡大

既存の免税対象物品である「一般物品(消耗品以外のもの)」のほか、新規の免税対象物品として、「消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)」が加わり、購入後30日以内に輸出する旨の購入者誓約書の提出、指定された方法による包装を行うこと等を要件にすべての品目が免税対象となる(同一の非居住者に対して、同一店舗における1日

の消耗品の販売合計額が5千円を超え、50万円までの範囲)。

ただし、非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は対象外。

2 一般物品を免税販売する際に保存すべき書類として、同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が100万円を超える場合には、その非居住者の旅券等の写しをその事業者の納税地又は販売場の所在地に保存する。

3 「購入記録票」及び「購入誓約書」は、これまでの様式は廃止し、記録項目のみを定め、免税販売品の品名等の記入は、明細書等の貼付(要割り印)で替えることができる。

また、一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目(購入者氏名等)を一括して記載し、一般物品と消耗品のそれぞれの品目ごとの数量、価格、合計額のみを別々に記載することで対応することもできる。

平成26年度 全国商店街支援センターの事業について

- 「よろず相談事業」（新規事業）すべての事業の窓口となり、要望等にに応じた支援策の検討を行うほか、47都道府県において商店街への訪問相談や相談案件発掘、リクエストに応じた専門家派遣を行うことになりました。
 - ・よろず相談窓口事業

当センターが商店街等に対して現地でのワンストップ相談窓口として専門家を派遣し、訪問相談等をおこなう。専門家は、商店街からの相談内容によって支援メニューを構築し、国等の各種補助金ならびに当センター事業への橋渡業務をおこなう。
 - ・商店街よろず相談AD派遣事業

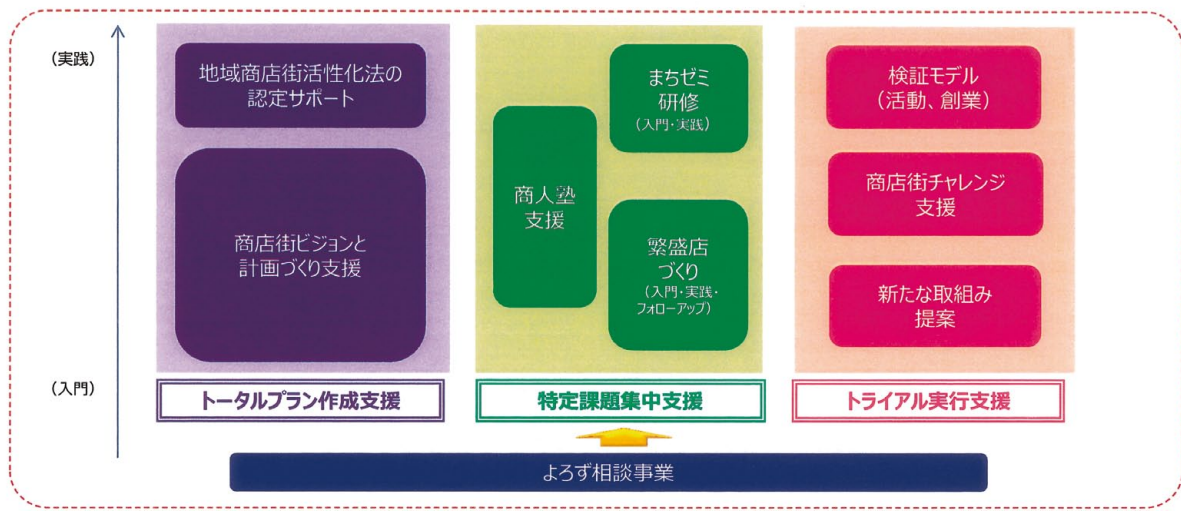
商店街が直面する事業等での具体的な課題解決や当センターが実施する支援事業の活用、その他各種支援策の活用の方向性等に関する商店街からの商店街よろず相談アドバイザー派遣申し込みを当センターが直接対応して、アドバイザーを商店街に派遣する（3回まで）。中活法等の認定商店街に対しては支援優遇措置を実施する。
- トータルプラン作成支援事業商店街の将来ビジョンやプランを自ら作成しようとする商店街等に対し、ビジョンを掲げ、成功事例を創り上げた実践者の講演や座学・グループ作業を通してノウハウを提供し、サポートする。
 - ・組合員が公平な意見を持ち寄りて合意形成するプロセス体験・取得する研修
「ビジョンづくりコース」、「調査コース」、「プランづくりコース」（自由選択）
 - ・具体的な方向性が示された商店街等にて実施するコース
- 特定課題集中支援
 - ・商人塾支援事業
 - ・繁盛店づくり事業 「入門コース」、「実践コース」、「フォローアップコース」
 - ・まちゼミ研修事業 「入門コース」、「実践コース」（講師：提唱者 松井洋一郎氏）
- トライアル実行支援
 - ・商店街チャレンジ事業

商店街において、将来的に新たなアイデアによる商店街と地域コミュニティの担い手となる高齢者・子育て・大学・地域資源等の事業を行う機関との連携による小さなプロジェクトの取り組み（苗床）等、やる気のある商店街のチャレンジを支援するため、モデル系事業では対象とならない商店街の具体的な取り組み支援する。
 - ・モデル検証事業

全国の商店街が参考となるような商店街活性化モデルを醸成し、新たな事業、スキーム等のノウハウを全国に発信する。「創業モデル事業」など。
 - ・新たな取り組み提案事業

商店街が主体的に現状を把握し、新たな活性化事業へ取り組むための研修事業を独自に企画することにより活性化の機運を高め、今後の活性化策の実行に繋ぐ勉強会を行う。

平成26年度支援センターの事業全体イメージ



中心市街地活性化法改正法案の概要について

(平成26年3月 経済産業省中心市街地活性化室提供)

平成25年11月29日現在、中活基本計画の認定は、117市120区域となったが、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めがかからない状況が続く中、「日本再生戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることとし、中活法の一部改正がおこなわれた。

なお、基本計画は、都市計画及び都市計画マスタープラン（改正都市再生特別措置法に基づき設置される立地適正化計画を含む）に適合すること、地域公共交通網形成計画（検討中）との調和をはかること、当該市町村に立地的成果計画がある場合は、これに適合していることを求めることとされた。

①重点支援

- ・民間投資を喚起する重点事業を認定する制度創設
- ・特定民間中心市街地経済活力向上事業

- ・予算・税・法律上の特例等の措置
 - ・補助事業の創設、割増償却や取得時の登録免許税の軽減措置、無利子融資実施、施設整備者及び店子に対する低利融資、地元が望む中心市街地における大規模小売店舗の立地手続きの簡素化、債務保証の拡大
- ②裾野拡大
 - ・基本計画認定要件緩和 市街地整備、都市福利施設整備、居住環境向上、経済活力向上の4事業を必ずしもパッケージで行わなくてもよいとする。
 - ・中心市街地活性化協議会の機能の明確化
 - ・中心市街地の商業活性化を支援するソフト事業を認定する制度創設
まちづくり会社などが行う、顧客の増加や小売事業者の経営効率化を支援するソフト事業を「民間中心市街地商業活性化事業」として認定し、まちづくり会社の事業を法的に位置づけ支援する。
 - ・オープンカフェ等の設置に際し、道路専用の許可の特例措置 など

「我が国の商業環境と中心市街地商業の在り方」

松浦忠雄 氏 株式会社エム・シー・オー代表取締役

(平成25年度第1回都道府県振連職員講習会から(全振連主催))

都市は、まず城下町・門前町、河川・宿場町として形成される。昭和の70年代、駅の集客力が商業立地として魅力になり大型店が出店し駅が賑わった。バブル景気による郊外化の後、我が国の人口が減少に転ずるなど、これからの中心都市・郊外はともに人口減に向かうことから、①求心力のあるコンパクトな都市構造への変換、②安心、美しさ、持続可能性、自然との共生など新しい視点での都市創造、③これまで蓄積された都市資産の有効活用、が求められる。商店街においてはどのような商業集積をしていくべきか、が課題となっている。

1 商店街の現状 中小小売業を取り巻く環境は、厳しくなるばかり。商店街は、中小小売業の集積により形成されているため、構成している個々の商店の活力低下や空き店舗の増加は、商店街の地盤沈下に直結する。

2 これからの商店街活性化に向けた方向性

① 基本的な取り組み

- ・地域コミュニティの担い手となること
- ・商店街本来の商業機能を強化し商業者と地域住民の意識のギャップを埋めること
- ・活性化に向けた取り組みは、土地、店舗等ハードの整備とソフトの両面にわたり実践すること
- ・取り組み主体として、内部人材と、商店街外の地域住民、自治体、支援機関等が同じ目標を目指して、役割分担しながら協働することが肝要

② 明確な目標設定、地域関係者の参画、実現方策の計画策定

③ 地域コミュニティへの貢献、地域の魅力の発信

④ 店舗・施設の統一的な管理(テナントマネジメント)

⑤ 土地・建物の有効活用(空き店舗対策)

⑥ 商機能の強化と個店の活性化ブランド共同化、チャレンジショップによる協働主体を呼び込むなど

⑦ 地域の多様な主体との連携

⑧ 商店街組織体制の確立

⑨ 商店街人材の育成・供給

3 事例「土手町コミュニティパーク」

弘前市は人口18万人。藩政期以来続く青森県西部・津軽地域の政治・経済・文化の中心。中心市街地には、弘前城、五重塔をはじめ銀行記念館など明治・大正期の洋風建築など、歴史文化財もおおい。

近年の車社会を背景に郊外大型店の増加やまちなかの大型商業施設の閉鎖、また下土手商店街の地元百貨店が東日本震災で民事再生申請に追い込まれるなど、中心市街地の衰退が加速しており、中心市街地活性化をはかるためには下土手商店街周辺の賑わいを取り戻すことが喫緊の課題となった。

(土手町コミュニティパーク)

下土手町は、市の代表的な商店街。「路」はサクラの名所「弘前公園」をはじめとした光名所につながっている。夏はねぶた祭りのコースとなり、多数の観光客を迎えている。また、土手町を結節点とした「かくみ小路」は、市の歓楽街へつながる「路」として地元市民に親しまれている。

しかしながら、郊外大型商業施設に足を奪われ、経営に窮している状況にあることから、昼の街「下土手町商店街」と夜の街入り口「かくみ小路」の結節点に、街に奥行きを創造する「毎日出かけたくなるまち」を新たに整備し、周辺商業エリア全体への多世代による回遊性、歩行、通行量の増加をはかり経済波及を促進していくことになった。

(事業の内容)

○施設のコセプト

- ・人・路・情報の交流創造空間
- ・「人」と「路」が交わり新しい文化が生まれる。
- ・「路」と「広場」と「文化」が織りなすまちなかコミュニティ拠点。

○施設の概要

- ・A館ーコミュニケーションプラザ(3階建) 多目的ホール(どてまち休憩サロン)、起業支援センター、アップルウェーブによる放送事業
- 自由通路「したどて小路」(ロードヒーティング)
- ・B館ーごちそうプラザ 7店舗
- ・屋上ガーデン(大型エアードームテント、ビアガーデン、避難場所)
- ・フリースペース(ボム広場・かまどベンチ設置)
- ・どてまち稲荷(イベント・土手町縁日まつりなど)

○土手町賑わい創出事業

- ・土手町縁日まつり 浴衣で街あるき
- ・ごちそうプラザオープニングイベント
- トランジットモール実験・りんご収穫祭ひろさきハロウィンとタイアップした先行オープニング。多世代交流、商店街滞留向上をはかる。
- ・土手町・鍛冶町ランチ街道 周辺エリアへ回遊促進、街の新付加価値創造
- ・市民大集合祭 多世代交流、土手町、鍛冶町(かくみ小路)など周辺地区への回遊向上・集客
- ・カウントダウン&ニューイヤー祭り どてまち稲荷PR・近隣店舗のにぎわい
- ・「ひろさき合コンリーグ」冬季大会オープニングセレモニー
- 土手町商店街と周辺繁華街回遊型合コン「ひろさき合コンリーグ」盛り上げる多世代市民交流事業 など

